

レッカー搬送サービス 規約

レッカー搬送サービス（以下「本サービス」といいます）はニコニコレンタカーの借受人（以下「契約者」という）又は借受人が指定した運転者（以下「運転者」という）が事故や契約者又は運転者（同乗者を含む）の責に帰すべき事由による故障により、株式会社レンタス（以下「当社」といいます）の加盟店が所有するレンタカー車両に損害を与え、その結果レッカーによる搬送が必要となった場合に、当社が手配したロードサービス業者（以下「ロードサービス業者」という）のレッカー搬送を提供するサービスです。契約者は、当社に対して、所定のサービス料を支払うことで、本サービスの提供を受けることができます。本サービスの規約(以下「本規約」という)は以下のとおりです。借受人は、以下の規約を承諾の上、本サービスの申込みを行うものとします。

第1条【本サービス加入の条件等】

契約者の任意加入による有償のサービスです。

本サービスは、契約者が、当社が定める方法で予約をおこなう際に本サービスへ加入することができます。

また、サービス料の支払いは当社が定める決裁方法のみとなります。

本サービスのサービス料は24時間に対してかかる料金です。

本サービスの期間はレンタカーの予約時に申し込まれたレンタカーの利用期間となります。

加入後の本サービスの期間延長又は短縮はできません。レンタカー契約の期間が変更となった場合、また、サービス料の追徴又は返戻はありません。

レンタカーの予約自体をキャンセルされた場合は本サービスもキャンセルとなり、サービス料は返戻します。

第2条【本サービス内容】

(1) 借受けたレンタカーを貸渡期間中に、事故や契約者又は運転者（同乗者を含む）の責による故障(故障のみの損害を含む)によりレンタカー車両が損害を被った結果、レッカー搬送が必要となった場合に、ロードサービス業者のレッカー搬送を提供するサービスです。

(2) レッカー搬送サービスには搬送にかかる費用（基本料・出張料・規定工数・けん引料・作業料等）・高速代・保管料を含み、その他の作業等にかかる費用は含みません。

第3条【本サービスがご利用できない場合】

(1) 契約者が当社の事故・RS受付センターへ申し出ることなく自らレッカー搬送業者を手配して搬送した場合

(2) 契約者又は契約時に届け出した運転者以外の者が運転したことによる事故や故障により発生したレッカー搬送費用

(3) 事故以外のレッカー搬送の距離がロードサービスの無償範囲内であった場合の高速代（通行料）。

(4) 直接であると間接であるとを問わず、次の事由によって生じた損害

①契約者又は運転者（同乗者を含む）の故意もしくは重大な過失または法令違反

②自然災害を起因とする損害および火災、爆発などを起因とする損害

③核燃料物質（使用済核燃料を含みます。以下同様）もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらによる事故

④戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・その他類似の暴動

⑤差し押さえ、没収など国又は公権力の行使

⑥詐欺又は横領

⑦取り扱い書等に示す方法と異なる使用、不適格な保管、限度を超える過酷な使用（レース・ラリー等、サーキットでの走行を含む過酷な走行、エンジンの過回転、負荷能力を超えての使用《荷物の過積載も含む》など使用経歴を含みます。）

⑧法令により定められた運転資格を持たないで、又は酒に酔ってもしくは麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれのある状態で運転している間に生じた損害

⑨通常の使用摩耗あるいは経年劣化により発生する現象（消耗部品・油脂類の消耗、劣化、摩滅、錆び等。樹脂部品・塗装面・メッキ面等の自然退色、劣化、腐食、摩滅、錆び等）によって生じた車両の損傷による損害。

⑩車両の損害を原因としないレッカー搬送（カギの紛失、スタックなど）

(5) 次の各号のいずれかに該当する損傷に対しては、本サービスの補償を受けることができません。

①契約者又は運転者の責によらない故障（偶然かつ外来の事故に直接起因しない電氣的または機械的な損傷をいいます）

②車両に法令等で禁止されているにも関わらず、車両に定着又は装着されている物に生じた損傷及び当該物に起因して生じた損傷

(6) 前各号のいずれかの事由に該当する場合において、契約者が虚偽の申告その他の不正な手段によって本サービスを受けたときは、当社は契約者に対して、第三者機関による調査をするとともに当社に生じた損害の賠償を請求する可能性があります。

第4条【ロードサービス業者との関係】

契約者が本サービスの対象となる損害に対し、当社が指定したロードサービス以外の業者を手配し利用される場合は本サービスを受けられません。

第5条【第三者からの賠償との関係】

契約者が本サービスの対象となる損害に対し、第三者からの賠償により補償される場合は本サービスを受けられません。

第6条【第三者賠償を受けない場合】

前条によって、第三者からの賠償により補償されないことを誓約するため、本サービスをご利用の場合は、第三者からの賠償により補償されないことの署名が必要です。なお、誓約にもかかわらず、第三者からの賠償により補償されたと発覚した場合、当社が負担する本サービスの費用を契約者に、当社又は本サービス提供先より請求させていただきます。

第7条【個人情報の使用目的及び第三者提供】

当社は、本サービス引受の判断、本サービス履行および関連サービスの案内目的で、契約者から取得した契約者の個人情報を第三者へ提供することがありますが、前記目的の遂行に必要な範囲以外には当該個人情報を利用しません。

第8条【制度規約の改定】

本規約は予告なくいつでも変更できるものとします。この場合、以後の本サービスの提供内容は、変更後の規約・約款が適用されるものとします。